

- 一、午前午後ニ五分給、休ヲ与ルコト。
 - 一、入場時ノ改訂。
 - 一、入門時時刻ノ四割至廃止。
 - 一、就ノ業中ノ西會ヲ自由ニスルコト。
 - 一、在在日ノ改訂。
- 待遇ニ関係スルモノ。

- 一、全職ニシテノ待遇ヲ公平ニスルコト。
- 一、臨時職ニシテ名義ヲ廢止。
- 一、職ニ生活ノ安定ヲ計ルコト。
- 一、右部責任者ヲ職ニシテ、温情主義ヲ以テ
 梅也シキル。
- 一、各階級ノ任免ヲ選擇ニスルコト。